

北九州市監査公表第15号

平成28年 3月25日

北九州市監査委員	小 村 洋 一
同	廣 瀬 隆 明
同	後 藤 雅 秀
同	三 宅 まゆみ

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

# 平成 27 年度行政監査結果報告書

市の施設における A E D（自動体外式除細動器）の  
設置及び管理状況について

平成 28 年 2 月

北九州市監査委員

# 目 次

<b>第 1 監査概要</b>	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の実施期間	1
4 監査の対象	1
5 着眼点	1
6 監査の実施方法	2
7 AEDに関する通知	2
<b>第 2 監査内容</b>	4
1 実施方法	4
（1）調査書による調査	4
（2）実地調査	4
2 調査書による調査及び実地調査の結果	5
（1）市の施設におけるAEDの設置及び管理等の状況	5
（2）AEDを設置していない施設の状況	18
3 監査委員意見	19
<b>第 3 まとめ</b>	21
<参考> AED本体及び表示ラベルの写真	22

## 第1 監査概要

### 1 監査のテーマ

「市の施設におけるAED（自動体外式除細動器）の設置及び管理状況について」

### 2 監査の目的

自動体外式除細動器（以下、「AED」という。）は、心停止（心室細動）となった人に対し、施設職員や通行人等その場に居合わせた人が使用して救命活動を行うことのできる医療機器である。国が、平成16年7月に非医療従事者による取り扱いを示してから、多数の人々が利用する施設を中心に普及してきている。

このような中で、国は、平成21年4月にAEDが医療機器であり、適切に管理を行う必要があることから管理の徹底に関する通知を行った。更に、平成25年9月には、AEDの効果的かつ効率的な配置、拡大を進めるため、適正配置に関するガイドラインを示している。

本市では、現在、市庁舎、スポーツ施設、市民センター、市立小中学校、福祉施設等市の施設に800台以上のAEDが設置されている。

今回、市が所有するAEDに関して、その設置や日常点検が適切に行われているか等を監査し、今後、本市におけるAEDの適切な管理に資することを目的とする。

### 3 監査の実施期間

平成27年6月1日から平成28年2月16日まで

### 4 監査の対象

全部局を対象とした。

### 5 着眼点

- (1) 施設へのAED設置は適切であるか。
- (2) AEDの日常点検は適切に実施しているか。
- (3) 職員への研修を適切に実施しているか。
- (4) AEDを施設の適切な場所に設置し、その表示は適切であるか。

- (5) AEDは、計画的かつ経済的に取得（購入）されているか。  
(6) 指定管理者等(※)に対して、市所管課からAEDの管理等に関する指導は適切であるか。

※指定管理者等とは、指定管理者、包括委託契約の受託者、賃貸借契約者等市の施設管理者となっているものを指す。

## 6 監査の実施方法

- (1) 全ての部局を対象に調査書による調査を行い、市の施設におけるAEDの設置及び管理等の状況を把握する。
- (2) 調査書による調査で把握された施設の中から、対象施設（指定管理者等が管理する施設を含む。）を抽出し、実地調査を行う。

## 7 AEDに関する通知

### (1) 国からの通知

ア 平成16年7月1日、厚生労働省医政局長  
「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用  
について」  
救命の現場に居合わせた非医療従事者によるAEDの使用  
について、その取り扱いを示した通知である。

イ 平成21年4月16日、厚生労働省医政局長  
「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施につい  
て」  
AEDの適切な管理等の徹底を通知したもので、①点検担  
当者の配置、②点検担当者の役割等として、日常点検の実施  
及び表示ラベル（注）による消耗品の管理等の事項が示され  
ている。

（注）表示ラベル 製造販売業者等から交付される表示ラベ  
ル。表示ラベルに電極パッド及びバッテリー  
の交換時期を記載し、記載内容を外部から  
容易に確認できるようにAED本体又は収  
納ケース等に取り付ける。（22頁の写真を  
参照）

ウ 平成25年9月27日、厚生労働省医政局長  
「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインについて」

AEDのさらなる普及拡大にあたり、単に設置数を増やすのではなく効果的かつ効率的な設置に向けた指針を求める声があったことから、一般財団法人 日本救急医療財団「非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会」において検討され、取りまとめられたものを、国が通知しているもの。（以下、「ガイドライン」という。）

(2) 北九州市保健福祉局から所管部局に対する通知  
平成26年7月11日、保健福祉局保健医療部保健医療課長  
「AED（自動体外式除細動器）の適切な管理等の実施について（お願い）」

市保健福祉局から所管部局に対し、日常・定期点検の実施（市が作成したAED点検表を添付。）について通知したもので、併せて、参考資料として国からのAED点検に関する通知等も添付している。（以下、「市の通知」という。）

## 第2 監査内容

### 1 実施方法

#### (1) 調査書による調査

全部局に対し、調査書で照会し、市の施設におけるAEDの設置及びAEDの管理等の状況について回答を求めた。

ア 実施期間 平成27年6月19日～7月21日

イ 調査内容

(ア) AEDを設置している施設（貸し出しのためにAEDを保有している部局の所管課を含む）を対象とした調査

①施設に関する事項

施設におけるAEDの表示や研修の受講状況等。

②AEDに関する事項

AEDの設置状況や点検の実施状況等。

(イ) AEDを設置していない施設を対象とした調査

AEDを設置していない理由や今後のAEDの設置予定

ウ 調査基準日 平成27年7月1日

#### (2) 実地調査

調査書による調査でAEDを設置していると回答があった市の施設の中から、抽出して実地調査を行った。

ア 実施期間 平成27年9月15日～10月20日

イ 調査した施設数 16部局 36施設

<内 訳>

① 未更新で概ね耐用期間を超えて使用しているもの	11施設
② 日常点検が行われていないもの	3施設
③ 平成26年度においてAEDの点検異常があったもの	4施設
④ 平成26年度にAEDを使用した実績があるもの	7施設
⑤ 調査書による調査の内容で特に問題のないものを任意に抽出したもの	13施設
合 計	38施設

(注) 上記内訳の施設合計は38施設であるが、このうち①と②の内容が重複したものが2施設あるため、実地調査した施設数は36施設である。

## ウ 調査内容

施設に赴き、調査書による調査で回答した内容を確認するため実地調査を行った。

### <調査事項>

- ① A E Dの設置場所
- ② 日常点検の実施状況（毎日点検及び毎月点検実施、点検記録の記入状況や点検異常の内容等）
- ③ 施設内におけるA E D設置の表示状況
- ④ 表示ラベルの添付と消耗品の交換の状況
- ⑤ 平成26年度A E Dの使用実績
- ⑥ 取得方法（購入、リース、寄贈等）
- ⑦ A E D本体の更新状況（未更新で7年以上使用しているもの）
- ⑧ 施設職員のA E Dに関する研修の受講状況等
- ⑨ 指定管理者等に対する指導状況

## 2 調査書による調査及び実地調査の結果

実地調査の内容に係わる記述は、冒頭に「実地調査」と記載し、それ以外の説明、数字や表は、調査書による調査結果である。

また、調査書による調査の数字には、消防車に設置しているA E D 25施設35台（消防局）及び市立病院に設置しているA E D 4施設30台（病院局）が含まれている。

### (1) 市の施設におけるA E Dの設置及び管理等の状況

#### ア A E Dの設置状況

##### (ア) A E Dの所有者区分

市の施設には、調査基準日現在で747施設に837台のA E Dが設置されている。

その所有区分は、表1のとおりであるが、「市が所有するもの」が744台、「市以外が所有するもの」が93台である。

「市以外が所有するもの」の内訳は、①市や指定管理者等がリース契約により設置しているものでリース会社が所有するものが47台、②市の施設を運営、維持管理をしている指定管理者等が所有するものが45台、③市の施設に目的外使用として設置されている自動販売機の設置者がリース契約により設置しており、リース会社が所有するものが1台となっている。



また、所管部局別のAED台数は、表2のとおりである。  
 市が所有するAEDで最も多くのAEDを所管する部局は、教育委員会事務局254台（34.1%）、次に、市民文化スポーツ局237台（31.9%）、次に、子ども家庭局の90台（12.1%）などとなっている。

表1 市の施設におけるAEDの所有区分別AED台数

AEDの所有区分	施設数	AED台数
市が所有するもの	668	744
市以外が所有するもの	79	93
合 計	747	837

表2 市が所有するAED台数（所管部局別）

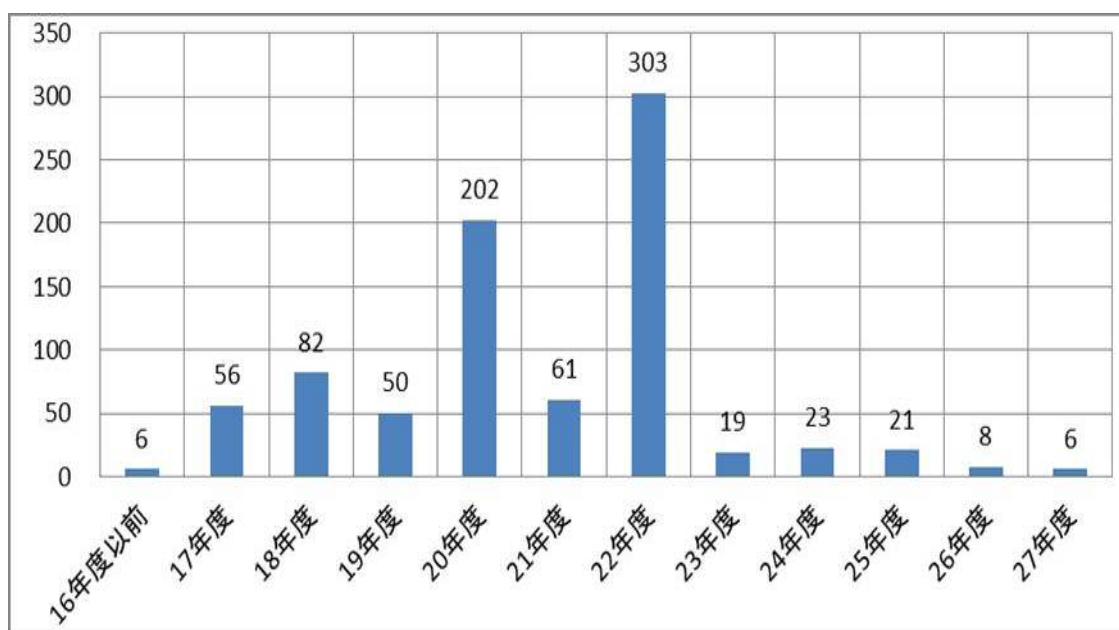
所管部局名	AED台数	所管部局名	AED台数	所管部局名	AED台数
会計室	0	産業経済局	27 ( 12 )	上下水道局	5
危機管理室	0	建設局	11 ( 6 )	交通局	0
秘書室	0	建築都市局	7 ( 13 )	病院局	28 ( 2 )
広報室	0	港湾空港局	2	市議会事務局	1
契約室	0	門司区役所	0 ( 3 )	教育委員会事務局	254 ( 1 )
技術管理室	0	小倉北区役所	0 ( 1 )	市選挙管理委員会事務局	0
総務企画局	4 ( 3 )	小倉南区役所	4	人事委員会事務局	0
財政局	0	若松区役所	2	監査委員会事務局	0
市民文化スポーツ局	237	八幡東区役所	1	東部農業委員会事務局	0
保健福祉局	21 ( 39 )	八幡西区役所	4	西部農業委員会事務局	0
子ども家庭局	90 ( 10 )	戸畑区役所	0 ( 1 )	合計(34部局)	744 ( 93 )
環境局	6 ( 2 )	消防局	40		837

(注) ( ) 内の数字は、市以外が所有するAEDで、外数である。

(イ) A E Dの年度別設置状況

市の施設におけるA E Dの年度別設置状況は、表3のとおりである。国が平成16年7月1日の通知を示してから、本市においても、特に平成17年度から平成22年度までの間に多くのA E Dが設置されている。

表3 年度別A E Dの設置状況 (単位:A E D台数)



次に、年度別の設置状況を施設区分毎に集計したのが、表4である。A E Dは、平成17年度の「消防関連施設」(消防車)及び「学校」(特別支援学校)等の設置にはじまり、平成18年度から平成20年度にかけて「学校」の市立小中学校全校に設置され、平成18年度から平成22年度にかけては、「スポーツ関連施設」(体育館、球技施設、プール等)、「文化、生涯学習関連施設」(市民センター、市民会館、生涯学習センター、市美術館等)、「子育て支援関連施設」(保育所、児童館、学童保育クラブ等)等に集中して設置されている。また、最も設置数が多いのは、平成22年度の303台であり、それ以降は、大幅に減少し、平成26年度は8台と一桁台になっている。

表4 年度別、施設区分別AEDの設置状況

(単位：AED台数)

施設区分	16年度以前	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
1 公共交通機関関連施設	0	2	0	0	0	13	4	0	0	0	0	0	19
2 スポーツ関連施設	0	0	10	8	12	4	34	6	4	4	0	0	82
3 文化、生涯学習関連施設	0	0	0	7	3	18	148	0	4	2	2	0	184
4 観光・イベント等産業経済関連施設	0	0	6	7	0	4	6	4	3	2	0	0	32
5 保健福祉関連施設	1	0	1	5	8	13	5	3	1	3	0	0	40
6 子育て支援関連施設	0	0	9	0	0	1	79	1	3	4	2	1	100
7 医療関連施設	5	3	16	1	0	4	2	1	1	0	1	0	34
8 消防関連施設	0	36	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	40
9 市庁舎・区役所等	0	5	0	8	1	1	7	1	0	0	2	5	30
10 学校	0	10	36	11	176	0	1	0	0	2	0	0	236
11 その他	0	0	4	3	2	3	15	1	7	4	1	0	40
合計	6	56	82	50	202	61	303	19	23	21	8	6	837
10 学 校 の 内 訳	市立幼稚園	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	8
	小学校	0	0	0	3	128	0	0	0	0	0	0	131
	中学校	0	0	36	5	23	0	0	0	0	0	0	64
	特別支援学校	0	8	0	1	9	0	0	0	0	0	0	18
	市立高校	0	2	0	0	4	0	1	0	0	0	0	7
	市立専修学校等	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	市立大学	0	0	0	2	1	0	0	0	0	2	0	5
合計	0	10	36	11	176	0	1	0	0	2	0	0	236

## (ウ) 施設内でのAEDの設置場所

施設内でのAEDの設置場所を「市の施設(学校を除く)」と「市の施設(学校)」別に調査した結果が、表5である。

「市の施設(学校を除く)」の設置場所については、601台のうち、最も多いのは事務室の248台(41.3%)で、次に、玄関等施設入口の134台(22.3%)等となっている。

一方、「市の施設(学校)」の設置場所については、236台のうち、最も多いのは通路(廊下)の117台(49.6%)で、次に、玄関等施設入口の60台(25.4%)等となって

おり、職員室26台（11.0%）や事務室3台（1.3%）等施設の管理部門を設置場所としたものは、「市の施設（学校を除く）」と比べて少ない状況である。

実地調査において、事務室や職員室等管理部門に設置されている理由を聞いたところ、管理上の問題から設置されているものや救命に関する情報が最初にもたらされるのは事務室であるなどの理由をあげている。

表5 施設内でのAEDの設置場所 (単位：AED台数)

市の施設(学校を除く)				市の施設(学校)							合計
事務室	施 玄 設 関 入 等 口	(そ 注 の 1 他 )	通 路	通 路	施 玄 設 関 入 等 口	職 員 室	保 健 室	体 育 館	(そ 注 の 2 他 )	事 務 室	
248	134	119	100	117	60	26	13	10	7	3	837
41.3%	22.3%	19.8%	16.6%	49.6%	25.4%	11.0%	5.5%	4.2%	3.0%	1.3%	
計 601 (100%)				計 236 (100%)							

(注1) 娯楽室、モノレールの駅務室、総合受付、守衛室、医務室、ナースステーション、待合室、消防車等

(注2) 寄宿舎、生徒寮、移動用バス、スクールヘルパー控室等

#### (エ) AED設置の表示

AED設置の表示状況については、①「施設の外から見える場所への表示の有無」、②「施設内の表示の有無」、③「AEDが設置されている場所への案内表示の有無」にわけて調査し、その結果は、表6のとおりである。なお、表示に関する施設数は、747施設のうち消防車への設置分25施設を除く722施設が対象である。

この表から、①及び②について表示が「あり」とした施設は、それぞれ518施設（71.7%）、593施設（82.1%）となっており、多くの施設でこれらの表示は取り付けられている。一方、③については、表示が「あり」とした施設は、159施設（22.0%）であり、AEDの設置場所に関する案内表示は少

ない状況である。また、①、②、③すべての表示が無いと回答したものは、722施設の中の46施設（6.4%）である。

実地調査で表示の状況を確認したところ、多くの施設では玄関等施設入り口にAEDステッカーを取り付けていた。（写真1）

また、施設内には、AEDの設置場所の近くやフロア案内図やエレベーターホールの各階案内板等に表示をしていた。（写真2）

AEDが設置されている場所への案内表示（写真3）については、表示している施設は少ない状況である。このため、広い敷地に複数の建物がある施設や複数階ある建物等複雑な構造の施設では、AEDの設置場所が分かりにくいものも見られた。

表6 AED設置の表示

（単位：施設数）

施設の外から見える場所への表示の有無			施設内の表示の有無			AEDが設置されている場所への案内表示の有無		
あり	なし	合計	あり	なし	合計	あり	なし	合計
518	204	722	593	129	722	159	563	722
71.7%	28.3%	100.0%	82.1%	17.9%	100.0%	22.0%	78.0%	100.0%

<写真1> 施設の外から見える場所に表示した表示例（小倉北区役所）



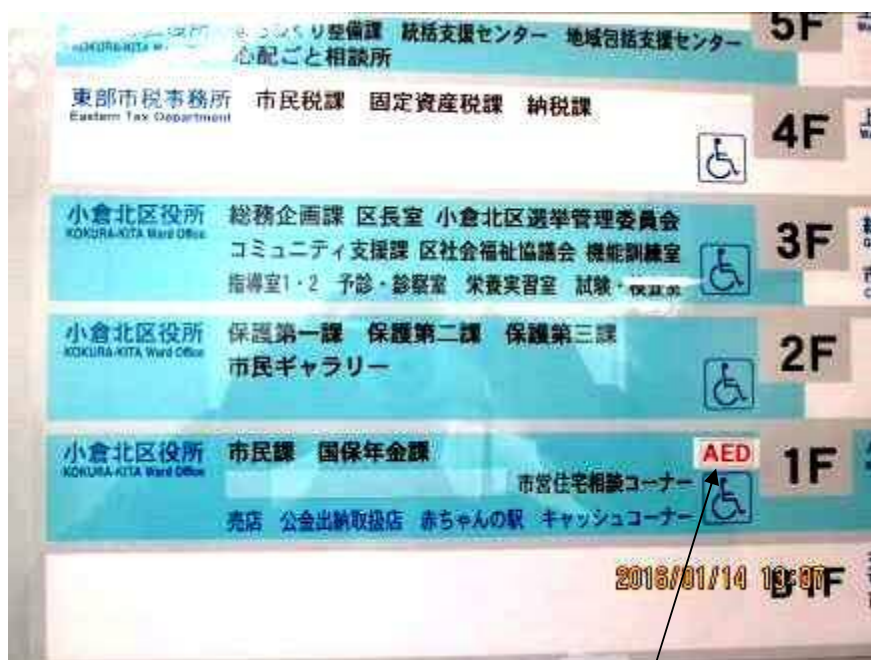
玄関に表示したAEDステッカー

<写真2> 施設内におけるAED設置の表示例（小倉北区役所）  
○フロア案内図



施設案内図のAEDの設置表示

○エレベーターホールにおける各階案内板



AEDの設置表示

<写真3> AEDが設置されている場所への案内表示例(小倉北区役所)



イ AEDの取得及び更新状況

(ア) AEDの取得方法

AEDの取得方法は、表7のとおりである。

「購入」が752台(89.9%)、「リース」が47台(5.6%)、「寄贈」が37台(4.4%)、「その他」が1台(0.1%)となっており、本市では「購入」が大半を占めている。なお、「その他」は、市の施設に目的外使用として自動販売機を設置する会社が設置したものである。

表7 AEDの取得方法 (単位：AED台数)

購入	リース	寄贈	その他	合計
752	47	37	1	837
89.9%	5.6%	4.4%	0.1%	100.0%

(イ) AEDの更新

市の通知では、AEDの更新は、メーカーの保証期間（無償）内に行うよう求めている。

市が所有するAED 744台のうち、調査基準日現在で更新したものが307台（41.3%）、更新していないものが437台（58.7%）となっている。

更新済みのAEDを対象に、更新時の使用年数別に台数を集計したのが、表8であるが、これからは、3年から8年までと使用年数に幅が見られる。

表8 AED更新時の使用年数 (単位：AED台数)

3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年以上	合計
13	161	54	37	29	13	0	307

(注) 使用年数は、月数を切り捨てた年数としている。

一方、未更新のAED 437台に関し、使用年数別に台数を集計したのが、表9であるが、長期にわたってAEDを使用しているものも見受けられる。

実地調査では、未更新で概ね耐用期間を超えて使用しているもの11施設31台を抽出し、更新についての考え方を聞いたところ、調査書による調査後に更新したものが1施設1台、計画中の新築移転に併せて購入を検討しているものが1施設12台、特に具体的な検討はしていないものが9施設18台であった。

表9 未更新のAEDにおける使用年数別台数 (単位：AED台数)

0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年以上	合計
7	5	17	18	255	67	19	18	23	2	6	437

(注) 使用年数は、月数を切り捨てた年数としている。

ウ AEDの点検状況

(ア) 日常点検

市の通知では、AEDがいつでも正常に使用できるように日常点検（毎日点検及び毎月点検）を実施し、その点検結果は点



検表等に記録し、1年間保存することとなっている。

毎日点検は、AED自身が自動セルフテストを行い、使用可、又は使用不可の結果をインジケータ（22頁の写真を参照）に表示しており、点検者は、毎日このインジケータを見てAEDの使用状態を確認することになる。

また、毎月点検は、①AED本体の亀裂、破損、部品の欠落、②部品の交換時期の確認、③基本動作の確認（ブザー、インジケータ、スピーカー、スイッチ等）をすることとしている。

毎日点検及び毎月点検の実施状況は、それぞれ、表10及び表11のとおりである。

毎日点検については、「毎日点検をしている」ものが688台（82.2%）である。毎日以外の点検として「毎日でないが定期的（週や月単位）に点検をしているもの」が72台（8.6%）及び「不定期に点検しているもの」が67台（8.0%）である。一方、「点検をしていない」ものは10台（1.2%）である。

毎月点検については、「点検をしている」ものが657台（78.5%）であり、「点検をしていない」ものが180台（21.5%）である。

実地調査では、多くの施設では、施設で記入した点検表により日常点検の確認ができたが、一部の施設においては、日常点検が全く行われていないものや月一度しか行われていないものが見られた。また、消耗品の交換時期の確認に関しては、消耗品（バッテリー）の交換を期限内に行っていないもの、バッテリー交換を行った時に併せて表示ラベルの交換年月日の更新をせず古いままの交換年月日になっているもの、バッテリーの残量不足を知らせる警告音が鳴っているにもかかわらず気づいていないものなど日常点検に係る不適切な管理が見られた。

表10 毎日点検の状況（インジケータの確認）（単位：AED台数）

毎日点検をしている	毎日ではないが定期的（週、月単位）に点検をしている	不定期に点検をしている。	点検をしていない。	合計
688	72	67	10	837
82.2%	8.6%	8.0%	1.2%	100.0%

表 1 1 毎月点検の状況 (単位：AED台数)

点検をしている	点検をしていない	合計
657	180	837
78.5%	21.5%	100.0%

(イ) 点検結果の記録

日常点検結果の記録の状況については、表 1 2 のとおりである。「市が示した点検表に記録している」ものが 6 4 5 台 (7 7. 1 %)、「市が示した点検表ではないが、点検結果を記録している」ものが 1 1 0 台 (1 3. 1 %)、点検結果を「記録していない」ものは 8 2 台 (9. 8 %) である。

実地調査においても、多くの施設において市が示した様式の点検表が使用されていた。一方、「市が示した点検表ではないが、点検結果を記録している」ものについて確認したところ、市立病院では、独自の A E D 点検表を作成し記録しており、指定管理者が管理する施設では、始業時の業務点検チェック表の中に A E D の点検項目があり、それに記録しているものがあつた。

表 1 2 点検結果の記録 (単位：AED台数)

市が示した点検表に記録している。	市が示した点検表ではないが、点検結果を記録している。	記録していない。	合計
645	110	82	837
77.1%	13.1%	9.8%	100.0%

(ウ) 点検担当者の配置状況

平成 2 1 年 4 月 1 6 日付の国の通知では、A E D の設置者等が行うべき事項等として、点検担当者を配置して日常点検を実施するものとしている。

点検担当者の配置状況は、表 1 3 のとおりであるが、点検担当者を定めているものが 6 6 7 台 (7 9. 7 %)、点検担当者を

特に定めていないものが170台（20.3%）である。

実地調査で「特に点検担当者を定めていない」ものについて確認したところ、職員全員で日常点検をする必要があるため点検担当者を特に定めていないとしている施設もあった。

表13 点検担当者の配置状況（単位：AED台数）

点検担当者を定めている。	特に点検担当者を定めていない。	合計
667	170	837
79.7%	20.3%	100.0%

#### エ AED講習の受講状況

施設職員に対するAEDの教育や訓練を含む救命処置に関する講習（以下、「講習」という。）の受講状況については、表14のとおりである。受講状況に関する施設数は、747施設のうち消防車への設置分25施設を除く722施設が対象である。

AEDを設置している722施設の中で、「施設に講習を受けた職員がいる」ものが705施設（97.6%）、「施設に講習を受けた職員がいない」ものが17施設（2.4%）で、多くの施設においては受講した職員がいる状況となっている。

実地調査では、各施設における講習の取り組み状況を聞いたところ、もあもあ運動や区職員衛生委員会の中で講習を行っているもの（区役所）、毎年、体育会やプール開き前に救急講習を実施しているもの（小、中学校）、防火訓練実施時に併せて講習を行っているもの、指定管理者の管理者研修の中で講習を行っているものなどがあつた。

表14 施設職員に対するAED講習の受講状況（単位：施設数）

施設に講習を受けた職員がいるもの	施設に講習を受けた職員がいないもの	合計
705	17	722
97.6%	2.4%	100.0%

#### オ 指定管理者等に対する周知

市所管課が指定管理者等に対して、国や市のAEDに関する通知等

の周知を図っているかの調査結果については、表15のとおりである。市の施設において指定管理者等が管理する249施設のうち、228施設（91.6%）に対して周知がされている。

実地調査では、多くの指定管理者等に対してはAEDに関する国や市の通知等の周知がなされていたが、賃貸借契約者等が管理する市の施設等一部の施設に対しては周知されていないものが見られた。

表15 指定管理者等に対するAEDに関する周知の有無  
(単位：施設数)

あり	なし	合計
228	21	249
91.6%	8.4%	100.0%

#### カ 平成26年度におけるAEDの使用状況

平成26年度におけるAEDの使用状況（消防局及び病院局所管分を除く。）は、表16のとおりである。

AEDの使用件数とは、AEDの電源を入れ、電極パッドを実際に装着した事例を集計した件数である。

平成26年度AEDの使用件数は8件であり、そのうち、自動診断で電気ショックは不要と診断された事例が5件、また、自動診断後、電気ショックを与えた事例が3件である。

表16 平成26年度AEDの使用状況

施設区分	AEDの使用件数	AEDを使用して救命活動をした者
観光・イベント等 産業経済関連施設	3件	施設職員 (賃貸借契約の受託者)
市庁舎・区役所等	1件	市職員
学校	4件	学校職員
合計	8件	

## (2) AEDを設置していない施設の状況

### ア AEDを設置していない施設（施設区分別）

調査の結果、市の施設でAEDを設置していない施設数は152施設である。その主な施設区分は、「子育て支援関連施設」が98施設、「スポーツ関連施設」が19施設、「文化、生涯学習関連施設」が14施設、「観光・イベント等産業経済関連施設」が10施設等である。

### イ AEDを設置していない理由

AEDを設置していない理由については、表17のとおりである。主な理由としては、「隣接施設や近隣施設からAEDを借用できるため」が最も多く144施設（94.7%）、次に「不特定多数の人が出入りする施設でないため」が5施設（3.3%）等となっている。

表17 AEDを設置していない理由（単位：施設数）

隣接施設や近隣施設からAEDを借用できるため	不特定多数の人が出入りする施設でないため	その他	合計
144	5	3	152
94.7%	3.3%	2.0%	100.0%

(注) 「その他」は、休館中のものや管理棟がなく職員がいない施設である。

### ウ AEDの設置予定

今後のAEDの設置予定については、表18のとおりである。この表から、設置予定「なし」が151施設（99.3%）であり、ほとんどの施設において設置予定がないと回答している。

表18 AEDの設置予定（単位：施設数）

あり	なし	合計
1	151	152
0.7%	99.3%	100.0%

### 3 監査委員意見

#### (1) AEDの設置場所や表示について

平成25年度に国が示した「AEDの適正配置に関するガイドライン」では、AEDの施設内での配置には、電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれるとして具体的な項目を挙げている。

本市では市の施設747施設に837台のAEDが設置されている。それらの施設内での設置場所は、施設により異なっており、目につく場所に設置されている施設がある一方、一般の人にはAEDの設置場所が分かりづらく、アクセスしにくいなど課題のある施設もある。

また、AEDに関する表示は、特に大規模施設や複雑な構造となっている施設において重要だが、施設の内外の表示を通じてAEDの設置場所にスムーズに誘導して行くには、必ずしも十分とは言えない。

本市の多くの施設にAEDが設置されたのは、国がガイドラインを示す以前のことであるため、設置場所や表示が、効果的かつ効率的となっているか、ガイドラインを踏まえ、再度見直すことを求める。

#### (2) 日常点検の徹底について

AEDについては、常に適切な状態であるかを確認するために日常点検を実施し、その結果を記録しておく必要がある。調査での点検状況は、約8割が実施している状況であるが、実地調査では、バッテリーの残量不足により警告音がなっているのに気づいていない事例も見受けられた。このような管理の不備によりAEDが使用できないことのないよう、日常点検はすべての施設で確実に実施されなければならない。

### (3) AED講習の重要性について

救命には、心停止者に対し処置を行う人、救命場所までAEDを持ってくる人、救急車を呼ぶ人など複数の人々が役割を分担、協力して対応することが望ましく、施設ではできるだけ多くの職員がAEDを含む救命処置に関する講習を受講していることが望まれる。

調査書による調査結果から、講習を受講した職員がいる施設は、97.6%とほとんどの施設に受講者がいる状況であるが、受講した職員がいない施設もあり、また、実地調査では、かなり以前に受講したと答える職員もいた。

AEDを設置する施設の管理者は、すべての職員にAEDの設置場所を熟知させるとともに、講習を受講した職員が施設に常駐することにより適確にAEDを使用できるようにすべきである。

また、救命技能を忘れることなく維持向上するため、反復して受講させることも大切である。

### (4) AEDの更新について

AED本体の更新時期について法的な規定は特にないが、市の通知では、メーカーの保証期間（無償）内に更新をするよう求めている。

本市では、AEDの更新は、部局や施設等各自の判断で行われており、その結果、①メーカーの保証期間内で更新しているもの、②AEDの耐用期間内で更新しているもの、③耐用期間を過ぎていますが更新を検討していないものがあり、更新時期が部局や施設で異なっている状況である。

また、その取得方法も、購入、リース、寄贈等と部局や施設で異なり、購入においては、スケールメリットを生かした一括購入に比べ、単独購入では高い購入額となっている。

このため、今後、多数のAEDが更新時期をむかえることから、市として、統一的な更新時期を定めるとともに、スケールメリットを生かした計画的な更新を行う仕組みづくりが望まれる。

### 第3 まとめ

本市においては、多数の市民が利用しAEDの設置が望ましい市の施設には、概ね設置され普及しており、今後はAEDを適切に管理し、設置効果をより高めて行くことが重要である。

AEDは、ただ単に施設にあればよいというものではない。施設内の適切な場所に配置され、日々の点検や消耗品を交換するなど適切な管理を行い、いつでもAEDが正常に作動する状態にしておく必要がある。また、AEDの使用を含め救命が適切にできる人（職員）の存在が重要であり、これらが機能して初めてAED設置の効果が生まれる。このため、AEDのある施設は、工夫した配置や表示、日常点検の徹底と施設職員に対するAED使用の教育や訓練の重要性について深く認識する必要がある。

また、本市では、救急車の到着までの間にAEDを所有する事業者の協力を得る救急活動「おたすけAED事業」もスタートしている。こうした取り組みを通じ、市の施設のAEDが施設内にとどまらず、施設外への活用に結びつくことにより、地域の安全に寄与し、その設置効果が更に高まるものとする。



<参考> AED本体及び表示ラベルの写真

1 AEDケース入り



表示ラベル

インジケータ

2 AED本体



電極パッド